

【宮城労働局からのお知らせ】

令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなりました

~新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業主様の賃金引き上げをサポート~

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまに、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度です。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行いました。

また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、コースの新設、同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図っています。

この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

○問合せ先：業務改善助成金コールセンター専用電話番号：03-6388-6155（8月10日開設）

宮城労働局雇用環境・均等室：022-299-8844